# 党資本比率規制の第3の柱

Jimoto Holdings

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの 自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号。以下「持株自己資本比率告示又は告示」 という。) に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。 また、当社は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

# 自己資本の構成に関する開示事項(連結)

(単位:百万円、%)

項目	当中間期末	経過措置による 不算入額	前中間期末	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目	·	*		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	111,550		109,604	
うち、資本金及び資本剰余金の額	84,138		84,138	
うち、利益剰余金の額	28,017		26,087	
うち、自己株式の額(△)	29		34	
うち、社外流出予定額(△)	575		587	
うち、上記以外に該当するものの額	_		_	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△ 545		△ 687	
うち、為替換算調整勘定	_		_	
うち、退職給付に係るものの額	△ 545		△ 687	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	_		_	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	_		_	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,318		2,930	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,318		2,930	
うち、適格引当金コア資本算入額	_		_	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_		_	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_		_	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_		_	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,406		1,653	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	237		292	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	115,968		113,792	
コア資本に係る調整項目	,			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,121	250	1,227	705
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	120		169	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,000	250	1,058	705
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	837	821	604	947
藤屋が正真性( 時度異に除る Oがを称く。)の根 適格引当金不足額	- 057	021		54.
週代71日並行を設 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
証券に取引に伴い追加した自己資本に相当する語 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
貝頂の吋岬計画により主じた吋岬計画左領でありて自己資本に昇入される領 退職給付に係る資産の額	1,656	414	842	561
	0	0	042	30
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	U	0	_	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額			_	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	_		_	
特定項目に係る十パーセント基準超過額			_	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	_		_	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_		_	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_		_	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_		_	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	_		_	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_		_	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_		_	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,615		2,674	
自己資本			,	
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	112,352		111,118	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,233,957		1,173,976	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,732		2,268	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	250		705	
うち、繰延税金資産	209		402	
うち、退職給付に係る資産	414		561	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ <b>4,350</b>		△ <b>4,650</b>	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	5,209		5,247	
うち、自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0		_	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	_		_	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	57,395		61,073	
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額	_		_	
リスク・アセット等の額の合計額(二)	1,291,352		1,235,050	
連結自己資本比率	1,231,332		1,233,030	
連結自己資本比率((ハ)/(二))	8.70		8.99	
<b>エルロレスヤルギ (パッ/ /  -//</b> 	Ushch+##	- TEI #1 7 #11 # #	0.99	

連結自己資本比率 ((ハ) / (二))
 8.70

 (注) 上記「自己資本の構成に関する開示事項 (連結)」に掲げた計表は、平成27年3月26日公布の金融庁告示第25号により定められた様式に従って記載しております。

 なお、本表中、「当中間期末」とあるのは、「平成30年9月末」を「前中間期末」とあるのは、「平成29年9月末」を指します。

# 自己資本比率規制の第3の柱

Jimoto Holdings

# 定量的な開示事項

その他金融機関等(持株自己資本比率告示第18条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。)であって銀行持株会社 の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 該当ございません。

# 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額(連結)

(単位:百万円)

項目					(単位:百万円) 
図名タ・パランス 項目   リスタ・アセラ   南重巨球を50個 リスタ・アセラ   南重巨球を50個 リスタ・アセラ   南重巨球を50個 リスタ・アセラ   南重巨球を50個 リスタ・ア・フロ   日本	項目				
現金の中央政府及び中央銀行向け		リスク・アセット	所要目己資本の額	リスク・アセット	所要目己資本の額
#が図の中央政府及び中央銀行向け					
外国の中央政府以中央統領以下の大統領時間		_	_		
開発声波部行列付け			_		
#が国の中央が計画体例で 対面の中央が開始例の法律部向け				0	0
分型の中央政府等以外の公社部門向け	———————————————————————————————————————				
開際開発銀行向け					
地方公社団体企動機構向け 5.29 21 4.78 19 担抗で回旋用機能機関向け 4.663 162 4.666 186 186 20 0 0 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		530	21	544	21
野が国の庭内部保険機関的				470	- 10
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##					
会融機関及び第一種金融商品取引業者向け 35,772 1,430 33,508 1,340 1,26,54 4,40,109 17,600 4,00元業等向け及び個人向け 287,495 11,499 29,723 11,888 11,846 11,456 11,459 12,273 17,456 11,459 12,273 17,600 4,00元業等向け 55,609 2,104 58,708 2,348 不動産取得事業向け 213,496 8,539 236,752 9,470 12,275 89 3,466 138 取立末済手形 30 1 42 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		.,		.,	
34.5.373					
田小企業等向け及び個人向け 287,495 11,499 297,223 11,888 に当権付任日 -		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	-		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
括当権付住宅ローン					
お助産取得等事業向け		-	-	<u> </u>	
日東山上紅海等		· ·	-		
取立夫済手形					
居用保証協会等による保証付 7.542 301 7.999 316 株式会社地域経済されどと提機構等による保証付 47 1 45 1 45 1 1 25 1 1 1 25 1 1 1 25 1 1 25 1 1 25 1 1 25 1 1 25 1 1 25 1 1 25 1 1 25					
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付					
出演等				,	316
(うち重要な出資のエクスポージャー) 57.970 2.318 72.598 2.903					1
一日   一日   一日   一日   一日   一日   一日   一日		<u> </u>			
上記以外		57,970	2,318	72,598	2,903
○5 中心の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)					
のものに係るエクスポージャー)		63,172	2,526	67,984	2,719
(うちも常立頃目のうち調整項目に購入されない部分に係るエクスポージャー)         6,145         245         5,054         202           (うち上記以外のエクスポージャー)         49,277         1,971         55,680         2,227           証券化(メリジネーターの場合)         —         —         —         —           (うち再証券化)         —         —         —         —           (おりびネーター以外の場合)         —         —         —         —           (3ち再証券化)         」         2,051         82         1,296         51           経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額         6,918         276         6,082         243           他の金瀬機関等の対象資本調達工費に係るエフスポージャーのの額に算入されるものの額         4,650         186         4,350         174           資産・イン・バランス队計算・国際に募しされのかったものの額         1,1166,215         46,648         1,227,079         49,083           オフ・バランス財産得額         1,166,215         46,648         1,227,079         49,083           オフ・バランストのに算入されりでのに関連のに取りに取りに取りに取りに取りに取りに取りに取りに取りに取りに取りに取りに取りに		7,750	310	7,250	290
(うち再証外のエクスポージャー) 49,277 1,971 55,680 2,227 証券化(オリジネーターの場合)		6 1 / 15	2/15	5.054	202
正券化 (オリジネーターの場合)					
(うち再証券化)			- 1,571		
<ul> <li>証券化(オリジネーター以外の場合)</li> <li>(つち再証券化)</li> <li>一</li> <li>一</li> <li>(カーラ配券化)</li> <li>(カーラー</li> <li>一</li> <li>(カーラの対象資本例注を譲付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産</li> <li>(長週指置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額</li> <li>(他の金融機関等の対象資本関連手段に係るエフスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額</li> <li>(オフ・パランス取引等項目)</li> <li>(オフ・パランス取引等項目)</li> <li>(オフ・パランス取引等項目)</li> <li>(オフ・パランス取引等項目)</li> <li>(本価値の時期に無条件で取消可能なは自動的に取消可能なコミットメント</li> <li>原契約期間が1年以下のコミットメント</li> <li>が日の貿易関連側発債務</li> <li>(毎年)</li> <li>(中の路付き近に係る偶発債務)</li> <li>(中の路付き近におけるコミットメント</li> <li>(日期代与に直接的に代替する偶発債務)</li> <li>(日期代与に直接的に代替する偶発債務)</li> <li>(日期代与に直接的に代替する開発債務)</li> <li>(日期代与に直接的に代替する開発債務)</li> <li>(日期代与に直接的に代替する開発債務)</li> <li>(日期代与に直接的に代替する開発債務)</li> <li>(日期代表しては有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売が設し、現金をしては有価証券の資付、現金もしては有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売が設し、現金をしては有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売入が設しまがよび機大の計算の買用を付け、現金をしては有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売入が、日本の記録を付け、現金をしては市価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売入で、日本の記録を付け、現金をしては市価証券のでは、現金をしては市価証券のでは、現金をしては市価証券のでは、現金をしては市価証券のでは、現金をしては市価証券のでは、現金をしては市価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売入で、日本の記録を付い売入の証券化でクスポージャー</li> <li>(日本のようによりないの</li></ul>		_	_		_
(つち再証券化)		_	_		_
接数の資産を襲付とする資産 (所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産		_	_		_
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		2.051		1 296	51
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置により リスク・アセットの額に算入されなかったものの額 育産(オン・バランス取引等項目) 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント 原契約期間が1年以下のコミットメント 規期の貿易関連偶発情務 ハー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー		, , , ,			
リスク・アセットの額に算入されなかったものの額     4,550     160     4,550     174       資産(オン・パランス)計     1,166,215     46,648     1,227,079     49,083       (オフ・パランス取引等項目)     -     -     -     -       任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント     -     -     -     -       短期の貿易関連保養債務     915     36     622     24       N I F 又は R U F     -     -     -     -       原契約期間が1年超のコミットメント     320     12     231     9       内部格付手法におけるコミットメント     -     -     -     -       信用供与に直接的に代替する偶発債務     4,202     168     3,644     145       買戻条件付資産売却又は求債権付資産売却等(控除後)     -     -     -     -       売焼物積入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券     -     -     -     -       有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは有価証券の買戻条件付購入     1,824     72     1,714     68       派生商品取引     -     -     -     -       長期決済期間取引     -     -     -     -       未決済取引     -     -     -     -       最初のオン・パランスの証券化エクスポージャー     -     -     -     -       東外と方のより、より、より、より、より、より、より、より、より、より、より、より、より、よ					
「オフ・バランス取引等項目]		△ 4,650	△ 186	△ <b>4,350</b>	△ 174
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	資産(オン・バランス)計	1,166,215	46,648	1,227,079	49,083
原契約期間が1年以下のコミットメント     116     4     350     14       短期の貿易関連偶発債務     -     -     -     -       ウトラは「係る偶発債務     915     36     622     24       N I F又はR UF     -     -     -     -       原契約期間が1年起のコミットメント     320     12     231     9       内部格付手法におけるコミットメント     -     -     -     -       信用供与に直接的に代替する偶発債務     4,202     168     3,644     145       買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)     -     -     -     -       大物購入、先渡預金、部分払込債券     -     -     -     -     -       有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入     1,824     72     1,714     68       派生商品取引     134     5     103     4       長期決済期間取引     -     -     -     -       未決済取引     -     -     -     -       最外にエクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス     -     -     -     -       上記以外のオフ・パランス取引等項目計     7,514     300     6,667     266       [C V A リスク和当額(簡便的リスク測定方式)     234     9     179     7       [中央清算機関関連エクスポージャー]     11     0     30     1	[オフ・バランス取引等項目]				
短期の貿易関連偶発債務 915 36 622 24 N I F Z U F	任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	_	_	_	_
特定の取引に係る偶発債務       915       36       622       24         N I F又はRUF       —	原契約期間が1年以下のコミットメント	116	4	350	14
N I F 又は R U F       -	短期の貿易関連偶発債務	_	_	_	_
原契約期間が1年超のコミットメント     320     12     231     9       内部格付手法におけるコミットメント     -     -     -     -       信用供与に直接的に代替する偶発債務     4,202     168     3,644     145       買戻条件付資産売却又は求債権付資産売却等(控除後)     -     -     -     -       先物購入、洗預金、部分払込株式又は部分払込債券     -     -     -     -       方価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入     1,824     72     1,714     68       派生商品取引     134     5     103     4       長期決済期間取引     -     -     -     -       未決済取引     -     -     -     -       証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス     -     -     -     -       上記以外のオフ・パランスの証券化エクスポージャー     -     -     -     -     -       上記以外のオフ・パランス取引等項目計     7,514     300     6,667     266       [C V A リスク相当額」(簡便的リスク測定方式)     234     9     179     7       [中央清算機関関連エクスポージャー]     11     0     30     1	特定の取引に係る偶発債務	915	36	622	24
内部格付手法におけるコミットメント       -       -       -       -         信用供与に直接的に代替する偶発債務       4,202       168       3,644       145         買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)       -       -       -       -         先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券       -       -       -       -       -         有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入       1,824       72       1,714       68         派生商品取引       134       5       103       4         長期決済期間取引       -       -       -       -       -         未決済取引       -       -       -       -       -       -         上記以外のオフ・パランスの配券化エクスポージャー       -	NIF又はRUF	_	_	_	_
信用供与に直接的に代替する偶発債務 4,202 168 3,644 145 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	原契約期間が1年超のコミットメント	320	12	231	9
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入1,824721,71468派生商品取引13451034長期決済期間取引未決済取引証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス上記以外のオフ・パランス取引等項目計7,5143006,667266[C V A リスク相当額」(簡便的リスク測定方式)23491797[中央清算機関関連エクスポージャー]110301	内部格付手法におけるコミットメント	_	_	_	_
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入1,824721,71468派生商品取引13451034長期決済期間取引未決済取引証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス上記以外のオフ・パランス取引等項目計7,5143006,667266[C V A リスク相当額」(簡便的リスク測定方式)23491797[中央清算機関関連エクスポージャー]110301	信用供与に直接的に代替する偶発債務	4,202	168	3,644	145
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入1,824721,71468派生商品取引13451034長期決済期間取引未決済取引証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス上記以外のオフ・パランスの証券化エクスポージャーオフ・パランス取引等項目計7,5143006,667266[C V A リスク相当額」(簡便的リスク測定方式)23491797[中央清算機関関連エクスポージャー]110301		_	_	_	
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入1,824721,71468派生商品取引13451034長期決済期間取引未決済取引証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス上記以外のオフ・パランスの証券化エクスポージャーオフ・パランス取引等項目計7,5143006,667266[C V A リスク相当額」(簡便的リスク測定方式)23491797[中央清算機関関連エクスポージャー]110301	先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	_	_	_	_
派生商品取引 134 5 103 4 長期決済期間取引		1 82/	72	1 71/	68
長期決済期間取引     ー     ー     ー     ー       未決済取引     ー     ー     ー     ー       証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス     ー     ー     ー     ー       上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー     ー     ー     ー     ー       オフ・バランス取引等項目計     7,514     300     6,667     266       [C V A リスク相当額」(簡便的リスク測定方式)     234     9     179     7       [中央清算機関関連エクスポージャー]     11     0     30     1					
未決済取引       -       -       -       -       -         証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス       -       -       -       -       -         上記以外のオフ・パランスの証券化エクスポージャー       -       -       -       -       -       -       -         オフ・パランス取引等項目 計       7,514       300       6,667       266         [C V A リスク相当額] (簡便的リスク測定方式)       234       9       179       7         [中央清算機関関連エクスポージャー]       11       0       30       1		134	5	103	4
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス     ー     ー     ー     ー       上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー     ー     ー     ー     ー       オフ・バランス取引等項目 計     7,514     300     6,667     266       [C V A リスク相当額] (簡便的リスク測定方式)     234     9     179     7       [中央清算機関関連エクスポージャー]     11     0     30     1		_	_		_
上記以外のオフ・パランスの証券化エクスポージャーオフ・パランス取引等項目 計7,5143006,667266[C V A リスク相当額] (簡便的リスク測定方式)23491797[中央清算機関関連エクスポージャー]110301		_	_		_
オフ・バランス取引等項目計7,5143006,667266[C V A リスク相当額] (簡便的リスク測定方式)23491797[中央清算機関関連エクスポージャー]110301		_	_		_
[C V A リスク相当額] (簡便的リスク測定方式)     234     9     179     7       [中央清算機関関連エクスポージャー]     11     0     30     1				_	_
[中央清算機関関連エクスポージャー]     11     0     30     1					
合計 1,173,976 46,959 1,233,957 49,358					
	合計	1,173,976	46,959	1,233,957	49,358

(注) 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

#### 連結総所要自己資本額

(単位:百万円)

項目	平成29年9月期	平成30年9月期	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	所要自己資本の額		
信用リスク(標準的手法)	46,959	49,358	
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	2,442	2,295	
合 計	49,402	51,654	

# 信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(地域別、業種別、 残存期間別)

〈連結〉 (単位:百万円)

		平成29年9月期					7			
		用リスク・エ	クスポージャ	一中間期末残	高	信用リスク・エクスポージャー中間期末残高			<u></u> 高	
		貸出金、コミ ットメント及 びその他のデ リバティブ以 外のオフ・バ ランス取引	有価証券	デリバティ ブ取引	三月以上 延滞 エクスポー ジャー		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティ ブ取引	三月以上 延滞 エクスポー ジャー
国 内 計	2,631,393	1,836,032	618,468	674	3,620	2,562,662	1,848,424	533,311	519	3,818
国 外 計	_	_	_	_		_	_		_	_
地 域 別 合 計	2,631,393	1,836,032	618,468	674	3,620	2,562,662	1,848,424	533,311	519	3,818
製 造 業	165,701	146,607	18,978	_	89	165,352	146,445	18,781	_	103
農業、林業	9,720	9,507	200	_	11	10,392	10,372	_	_	18
漁業	1,519	1,519	_	_	_	1,530	1,529	_	_	_
鉱業、採石業、砂利採取業	1,210	1,210		_		817	817		_	_
建 設 業	136,632	133,058	3,464	_	98	143,134	137,924	5,003	_	192
電気・ガス・熱供給・水道業	9,067	7,507	1,556	_	_	10,589	9,077	1,507	_	_
情報通信業	12,591	11,506	1,055	_	6	13,434	10,708	2,389	_	314
運輸業、郵便業	67,986	50,432	17,504	_	_	65,972	50,387	15,549	_	_
卸 売 業、 小 売 業	136,666	129,070	6,739	_	804	142,508	132,073	9,565	_	821
金融業、保険業	324,772	207,585	116,225	555	_	278,513	207,592	70,072	478	_
不動産業、物品賃貸業	337,813	321,929	15,483	_	273	355,788	342,803	11,786	_	1,066
各種サービス業	182,853	175,628	5,376	_	1,753	187,381	182,255	4,288	_	802
国・地方公共団体	477,058	202,544	273,852	_		427,008	181,038	245,400	_	_
そ の 他	767,798	437,925	158,031	119	583	760,238	435,398	148,966	41	497
業種別合計	2,631,393	1,836,032	618,468	674	3,620	2,562,662	1,848,424	533,311	519	3,818
1 年 以 下	417,495	332,569	80,983	_	1,911	461,755	362,478	95,721	0	1,584
1 年 超 3 年 以 下	366,870	155,188	211,533	30	101	318,526	151,413	166,890	43	164
3 年 超 5 年 以 下	361,853	212,899	148,592	86	226	300,209	193,556	106,094	46	484
5 年 超 7 年 以 下	149,982	132,699	16,897	15	369	154,962	134,548	19,497	30	871
7 年 超 10 年 以 下	256,627	166,706	89,556	30	305	218,835	154,699	63,965	86	72
10 年 超	814,413	768,492	44,801	513	605	856,712	807,265	48,617	312	517
期間の定めのないもの	264,149	67,476	26,103	_	100	251,661	44,461	32,524	_	123
残存期間別合計	2,631,393	1,836,032	618,468	674	3,620	2,562,662	1,848,424	533,311	519	3,818

# 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額 〈連結〉

(単位:百万円)

	平成29年9月期				平成:	30年9月期		
	期首残高	期	中増減額	中間期末残高	期首残高	期中	中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	2,935	Δ	5	2,930	3,660	Δ	341	3,318
個別貸倒引当金	9,704	Δ	1,337	8,366	7,934	Δ	1,074	6,860
特定海外債権引当勘定	_		_	_	_		_	_
合 計	12,640	Δ	1,342	11,297	11,594	Δ	1,415	10,178

<sup>(</sup>注) 一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については、算定を行っておりません。

<sup>(</sup>注) 1. デリパティブ取引は与信相当額ベースであります。 2. [三月以上延滞エクスポージャー] とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

# 個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位:百万円)

		平成2	9年9月期			平成30年9月期	
	期首残高	期中	□増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国 内 計	9,704	$\triangle$	1,337	8,366	7,934	△ 1,074	6,860
国 外 計	_		_	_	_	_	_
地 域 別 合 計	9,704	$\triangle$	1,337	8,366	7,934	△ 1,074	6,860
製 造 業	2,021	$\triangle$	747	1,274	1,314	157	1,472
農業、林業	79	$\triangle$	11	67	66	△ 8	57
漁業	80		2	82	80	△ 0	80
鉱業、採石業、砂利採取業	0	$\triangle$	0	0	0	47	47
建 設 業	488	Δ	198	290	265	45	310
電気・ガス・熱供給・水道業	0		1	1	0	△ 0	0
情報通信業	103	$\triangle$	4	98	142	217	360
運輸業、郵便業	277	$\triangle$	8	268	273	△ 239	33
卸 売 業 、 小 売 業	862		17	879	1,030	160	1,191
金融業、保険業	0		0	0	0	0	1
不動産業、物品賃貸業	501	$\triangle$	33	468	488	152	640
各 種 サ ー ビ ス 業	3,804	$\triangle$	186	3,617	3,107	△ 1,441	1,666
国・地方公共団体	_		_	_	_	_	_
そ の 他	1,483	$\triangle$	167	1,316	1,163	△ 164	998
業種別合計	9,704	$\triangle$	1,337	8,366	7,934	△ 1,074	6,860

#### 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位:百万円)

	平成29年9月期	平成30年9月期
製 造 業	0	_
農業、林業	_	_
漁業	_	_
鉱業、採石業、砂利採取業	3	_
建 設 業	7	8
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_
情報 通信業	_	_
運輸業、郵便業	_	_
卸 売 業 、 小 売 業	6	84
金融業、保険業	_	_
不動産業、物品賃貸業	1	_
各種サービス業	1	9
国・地方公共団体	_	_
そ の 他	16	26
業種別合計	37	129

標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに持株自己資本比率告示第57条の5第2項第2号、第155条の2第2項第2号及び第225条第1項(持株自己資本 比率告示第103条、第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る。) の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〈連結〉 (単位:百万円)

	平成29年	9月期	平成30	年9月期
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0 %	138,428	782,971	133,377	656,467
10%	2,409	133,473	2,310	143,335
20%	148,520	35,072	134,466	26,321
35%	_	148,435	_	166,277
50%	122,610	4,102	127,193	464
75%	_	372,977	_	385,578
100%	33,869	700,476	36,560	741,696
150%	_	1,252	0	2,032
250%	_	181	_	_
1250%	_	_	_	_
合 計	445,839	2,178,944	433,909	2,122,174

<sup>(</sup>注) 「格付あり」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーやソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

### 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

	平成29年9月期	平成30年9月期
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	48,074	37,269
保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	128,869	88,316

<sup>(</sup>注) 適格金融資産担保には、貸出金と自行預金の相殺が可能なエクスポージャー(平成29年9月期:23.577百万円、平成30年9月期:24.017百万円)を含んでおります。

#### 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

#### イ. 与信相当額の算出に用いる方式

通貨関連取引等の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することに よって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込額(ポテンシャル・エクスポー ジャー)を付加して与信相当額を算出する方式をいいます。

#### ロ. グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る。)の合計額

(単位:百万円)

	平成29年9月期	平成30年9月期
グロス再構築コストの額の合計額	_	0

# ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位:百万円)

	平成29年9月期	平成30年9月期
与信相当額	674	519
派生商品取引	674	519
外国為替関連取引	_	_
金利関連取引	674	519
株式関連取引	_	_
その他取引	_	_
クレジット・デリバティブ	_	_

<sup>(</sup>注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

#### 二. 口に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

(単位:百万円)

		= =::::
	平成29年9月期	平成30年9月期
ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額 を差し引いた額	_	0

#### ホ. 担保の種類別の額

該当ございません。

# へ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位:百万円)

	平成29年9月期	平成30年9月期
与信相当額	674	519
派生商品取引	674	519
外国為替関連取引	_	_
金利関連取引	674	519
株式関連取引	_	_
その他取引	_	_
クレジット・デリバティブ	_	_

<sup>(</sup>注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

# ト、与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつプロテ クションの購入又は提供の別に区分した額

該当ございません。

#### チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ございません。

#### 証券化エクスポージャーに関する事項

持株会社グループがオリジネーターである証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項 該当ございません。

#### 持株会社グループが投資家である証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 投資家として保有する証券化エクスポージャーの額 該当ございません。

投資家として保有する再証券化エクスポージャーの額 該当ございません。

(2) 保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 該当ございません。

投資家として保有する再証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 該当ございません。

- (3) 持株自己資本比率告示第225条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポー ジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 該当ございません。
- (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用され るリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 該当ございません。

# 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

#### 中間連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	平成29年9月期		平成30年9月期	
	中間連結貸借対照表計上額	時価	中間連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポー ジャーの中間連結貸借対照表計上額	14,858		14,792	
上場株式等エクスポージャーに該当しない出 資等又は株式等エクスポージャーの中間連結 貸借対照表計上額	1,987		1,951	
合 計	16,845		16,743	

#### 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成29年9月期	平成30年9月期	
売却損益額	532	490	
償却額	0	0	

## 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成29年9月期	平成30年9月期
中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間 連結損益計算書で認識されない評価損益の額	4,982	3,391

# 中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

#### 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

該当ございません。

#### 金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

## 持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する銀行勘定の経済的価値の増減額

(単位:百万円)

平成29年9月期	平成30年9月期
△ 8,005	△ 4,661

- (注) 1. 銀行子会社 2行単体の金利リスク量を合算しております。(銀行子会社の連結子会社等の保有する金利リスク量は極めて僅少であることから、銀行単体の金利リスク量を計測しております。) 2. 保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値による金利ショックに対する経済的価値の増減額であります。 3. 日本円以外の外資建資産・負債の割合は5%未満となっているため、円建の資産・負債に含めて経済的価値の増減額を計測しております。